

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-④)

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保
政策の概要 【施策の概要】	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(4)

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化										
目標①【達成すべき目標】	有機物・副産物肥料(注1)を農家が安心して利用できる仕組みの構築、全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進										
測定指標	ア 有機物や副産物を原料とする 普通肥料の生産量の増加率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	-3%	-7%	令和6年 12月 把握予定				
		達成度合い		(-:-)	(C: -150.0%)	(C: -175.0%)	(:)	(:)			
年度ごとの目標値			0%	-	2%	4%	6%	8%	10%	C	F↑一直
把握の方法	出典:肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量(1月～12月分)報告等(農林水産省消費・安全局集計) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃 算出方法:(当該年生産量-基準年生産量)/基準年生産量 ※令和5年度実績の把握は令和6年12月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン(注2)に基づく管理 手法の導入に取り組む飼料製造 工場の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		57%	65%	70%	71%				
		達成度合い		(A: 100.0%)	(A: 98.5%)	(A: 93.3%)	(B: 84.5%)	(:)			
年度ごとの目標値			48%	57%	66%	75%	84%	93%	100%	B	S↑一直
把握の方法	出典:農林水産省消費・安全局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:導入に着手している広域流通する配合飼料製造工場数／広域流通する配合飼料製造工場数										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。										

目標②【達成すべき目標】		食品等事業者を対象にHACCP(注3)に沿った衛生管理の導入									
測定指標	ア JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		-	-	2,275件	2,538件				
		達成度合い		(-:-)	(-:-)	(C:32.6%)	(C:30.9%)	(:)			
年度ごとの目標値			1,951件	-	-	2,945件	3,850件	4,725件	4,725件	C	S↑－差
把握の方法		出典:食品安全マネジメント協会HP 規格/適合組織数 作成時期:調査年度の3月末日 算出方法:JFS-A,B,C規格の認証・適合証明を受けた件数の合計値									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)/(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											
施策(2)		食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保									
目標①【達成すべき目標】		食品表示の適正化									
測定指標	ア 生鮮食品の「原産地」の不 適正表示率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		0.2%	0.4%	0.3%	0.1%				
		達成度合い		(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(:)			
年度ごとの目標値			1.0%	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	A	F＝一直
把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数/調査小売店等数									
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考											
測定指標	イ 加工食品の義務表示事項(品 質に関するもの)の不 適正表示率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		1.2%	0.9%	1.3%	0.8%				
		達成度合い		(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(:)			
年度ごとの目標値			1.8%	1.6%以下	1.4%以下	1.3%以下	1.2%以下	1.1%以下	1.0%以下	A	F↓一直
把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数/調査小売店等数									
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考											

目標②【達成すべき目標】生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上												
測定指標	ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値		89%	85%	85%	-					
		達成度合い		(A: 114.1%)	(A: 107.6%)	(A: 96.6%)	(-:-)	(:)				
年度ごとの目標値			87%	78%	79%	88%	89%	90%	91%	A	F↑一直	
把握の方法												
出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:農畜水産物の出荷記録を保存している数/生産者数 ※令和4年度に同調査が廃止されたことに伴い、令和5年度の食品トレーサビリティの取組率は委託事業により調査を行った。しかしながら、調査手法が異なり令和4年度までの実績値と連続した比較は困難であることから、令和5年度の実績値は記載できない。このため、今回は令和4年度の目標値及び実績値をもって評価を行う。												
達成度合いの判定方法		各年度の達成度合(%)＝当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												
測定指標	イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値		45%	46%	54%	-					
		達成度合い		(A: 107.1%)	(A: 107.0%)	(A: 114.9%)	(-:-)	(:)				
年度ごとの目標値			46%	42%	43%	47%	48%	49%	50%	A	F↑一直	
把握の方法												
出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録を保存している数/流通加工業者数 ※なお、令和3年度の実績値には外食産業が対象に含まれていない値。 ※令和4年度に同調査が廃止されたことに伴い、令和5年度の食品トレーサビリティの取組率は委託事業により調査を行った。しかしながら、調査手法が異なり令和4年度までの実績値と連続した比較は困難であることから、令和5年度の実績値は記載できない。このため、今回は令和4年度の目標値及び実績値をもって評価を行う。												
達成度合いの判定方法		各年度の達成度合(%)＝当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 測定指標数7個のうち、Aが4個、Bが1個、Cが2個となっており、「④進展が大きくない」と判定した。
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(1)①ア】有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率については、令和4年度の実績値が－7%で、達成度合いが－175.0%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 有機質肥料を含む普通肥料全体の生産量は、令和4年度に－5%と大きく減少した。これに加え、有機質肥料のうち、特に減少の大きかった「大豆油かす及びその粉末」「なたね油かす及びその粉末」については、 (1)原料の調達先を変更したところ、品質が低下し、肥料の基準を満たさなくなったことから肥料として販売できなくなったこと、 (2)海外から調達している粗原料(大豆、なたね)の輸入価格が高騰し、搾油者が生産量を調整したこと、 (3)飼料価格の高騰により、肥料よりも販売価格の高い飼料用に仕向けられたこと、等の理由により生産量が減少した。 【参考1:普通肥料の生産量】 令和2年 7,190千トン → 令和4年 6,852千トン (－338千トン:－5%) 【参考2:有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量】 大豆油かす及びその粉末の生産量:令和2年 194千トン → 令和4年 127千トン (－67千トン) なたね油かす及びその粉末の生産量:令和2年 206千トン → 令和4年 151千トン (－55千トン) 【参考3:大豆及び菜種の輸入価格の動向】 大豆の輸入価格:令和2年 49千円/トン → 令和4年 97千円/トン 菜種の輸入価格:令和2年 48千円/トン → 令和4年 122千円/トン ※財務省統計「貿易統計」より、輸入額を輸入量で除して算出 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 有機物・副産物肥料を農家が安心して利用できる仕組みを構築するため、肥料生産業者等を対象とした説明会を開催し、令和元年の法改正による有機質資源の肥料利用に関する新たな規格等に係る周知を実施。 また、HPIに規格改正についてのページを開設し、改正内容について説明している。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ②のとおり規格改正について周知を行い、一部の有機質肥料の生産量は増加したものの、肥料全体の生産量が減少したことや、「大豆油かす及びその粉末」「なたね油かす及びその粉末」の生産量が諸情勢により減少したことが、達成度合いがCとなった要因と考える。 【参考:令和4年度において生産量が増加した有機質肥料】 混合堆肥複合肥料:令和2年 9千トン → 令和4年 13千トン 特殊肥料等入り指定混合肥料(令和2年規格創設):令和4年 11千トン 土壌改良資材入り指定混合肥料():令和4年 3千トン 【(1)②ア】JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数 JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数については、令和5年度の実績値が2,538件で、達成度合いが30.9%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 基準年度である令和3年度6月1日には、改正食品衛生法が完全施行され、原則全ての食品製造事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組みなければならなくなり、加えて、農林水産物・食品の輸出拡大の動きを受け、食品事業者によるHACCPや食品安全の第三者認証、とりわけ日本発のJFS規格の活用が見込まれた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大や地域紛争等による価格相場の変動、円安の影響により、販路等の縮小対策・維持、原材料調達のコストや人件費の上昇等、経営環境が不安定となった。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の導入及び輸出の拡大等を目指す事業者の更なる衛生管理・品質管理の向上を達成するため、日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の普及支援として、中小事業者がJFS規格を導入する基盤づくりの人材育成研修や輸出先として有望な東・東南アジア地域を対象にしたJFS規格の認知度を向上させるための食品事業者に対するセミナー・商談会等の開催を支援した。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 JFS規格の認証・適合証明の取得は、事業者の経営判断で行われるものであるが、その必要性や有用性について認識できたとしても、事業者内において、必要となる人材の準備の他、必要に応じて施設の改修等も必要となり、先行投資的な性格を有するため、経営環境が不安定な状況にあっては、検討は行わないもの、実施には足踏み状態に陥っていることが考えられる。経営環境の好転が見込まれない間は、影響が継続する恐れも考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【(1)①ア】有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率 ・ 諸情勢による生産量の減少については、当初想定されていないものであり、その影響が長期に及ぶかどうかは予見できない状況であることから、まずは、肥料生産業者に対して、有機質・副産物肥料の生産に関する規格改正について引き続き周知するとともに、原料変更等により規格に合致しなくなった場合には、その他の規格の活用等の柔軟な対応を促す。また、関係部局との連携により、下水・汚泥資源等の国内資源を活用した肥料の生産を促進するとともに、国内未利用資源の肥料利用の可能性の検討を進める。 【(1)②ア】JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数 ・ 測定指標については低調な結果となったものの、輸出拡大において、JFS規格の認証・適合証明取得の必要性、有用性の認識は依然として高いと考えられることから、引き続き状況を注視しつつ、必要に応じて測定指標の見直しの検討を行いたい。
学識経験を有する者の知見の活用		-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		-

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	・食品製造事業者におけるJFS規格の認証・適合証明取得の推進のため、引き続き「グローバル産地づくり推進事業(予算事業ID:003453)」のうち「規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業(継続)」において必要な予算を要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	-

担当部局名	消費・安全局(大臣官房新事業・食品産業部、大臣官房) 【消費・安全局消費者行政・食育課／食品安全政策課／農産安全管理課／畜水産安全管理課、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(原材料調達・品質管理改善室／基準認証室)、大臣官房地方課災害総合対策室】	政策評価実施 時期	令和6年8月
-------	---	--------------	--------

(参考)

用語解説

注1	有機物・副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2	GMP(ガイドライン)	飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範(GMP: Good Manufacturing Practice)を事業者自らが導入するため指針として2015年4月に制定。
注3	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。